

裁判官の報酬月額・号別在職状況等の推移表(平成14年7月1日以降の分)

59期弁護士 山中理司(大阪)

区分	指定職 俸給表	ピーク時 報酬月額	① 報酬月額	報酬月額	②初任給 調整手当	H14.7.1	H15.7.1	H17.7.1	H19.7.1	H21.7.1	H22.7.1	H23.12.1	H24.12.1	H25.12.1	H26.12.1	H27.12.1	H28.12.1	期ごとの分布		区分	
		H12.1当時	H26.4.1～	H27.4.1～	H1.4.1～	長官・認証官													H28.12.1		現在
最高裁長官		¥2,304,000	¥2,050,000	¥2,009,000		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		最高裁長官	
最高裁判事		¥1,682,000	¥1,495,000	¥1,465,000		14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14		最高裁判事	
東京高裁長官		¥1,610,000	¥1,434,000	¥1,405,000		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		東京高裁長官	
その他の高裁長官		¥1,492,000	¥1,328,000	¥1,301,000		7	7	7	7	7	7	7	7	6	7	7	7	7		その他の高裁長官	
(判事)						判事															(判事)
特号(H18.4.1廃止)		¥1,365,000				21	20	21	7	2										(判事特号)	
1号	8号棒	¥1,346,000	¥1,198,000	¥1,174,000		211	215	199	196	189	185	186	179	175	167	159	158	158	649	判事1号	
2号	6号棒	¥1,185,000	¥1,055,000	¥1,034,000		223	231	225	239	249	251	232	215	211	200	180	162	162	649	判事2号	
3号	特号 5号棒	¥1,106,000	¥984,000	¥964,000		303	299	297	292	296	282	297	294	280	283	311	333	333	649	判事3号	
4号	1号 3号棒	¥937,000	¥834,000	¥817,000		164	158	190	220	283	296	321	361	395	429	453	472	472	1337	判事4号	
5号	2号 1号棒	¥810,000	¥720,000	¥705,000		154	178	192	205	222	251	257	266	261	259	317	241	241	1337	判事5号	
6号	3号	¥729,000	¥646,000	¥633,000		193	199	224	259	277	264	267	320	343	258	1226	203	293	1305	判事6号	
7号	4号	¥658,000	¥585,000	¥573,000		78	56	88	90	74	84	142	101	90	96	96	94	94	1305	判事7号	
8号		¥593,000	¥526,000	¥515,000		54	80	80	88	80	70	98	89	91	184	196	205	205	1305	判事8号	
	5号	¥495,200	¥445,700	¥436,600		判事補															(簡裁判事5号)
1号	6号	¥475,400	¥427,900	¥419,200		175	174	180	151	229	251	187	188	204	207	202	187	187	434	判事補1号	
2号	7号	¥437,000	¥393,500	¥385,500		86	76	79	136	85	77	86	102	98	80	80	84	84	434	判事補2号	
3号	8号	¥406,600	¥370,000	¥362,600		80	85	77	77	67	74	99	94	90	86	79	79	79	434	判事補3号	
4号	9号	¥380,300	¥346,200	¥339,300		73	63	62	47	68	91	100	90	85	78	83	73	73	434	判事補4号	
5号	10号	¥353,600	¥323,500	¥317,000	¥19,000	8	7	88	60	96	89	86	80	76	81	77	82	82	367	判事補5号	
6号	11号	¥335,000	¥307,800	¥301,700	¥30,900	18	29	3	0	2	67	95	105	98	104	87	96	96	367	判事補6号	
7号	12号	¥313,200	¥289,700	¥284,100	¥45,100	81	71	84	84	95	42	98	96	101	87	101	102	102	367	判事補7号	
8号	13号	¥301,500	¥279,100	¥273,700	¥51,100	82	111	102	126	121	98	7	5	4	6	374	91	91	367	判事補8号	
9号	14号	¥274,000	¥255,400	¥250,400	¥70,000	0	0	0	1	75	99	102	103	88	96	101	101	101	367	判事補9号	
10号	15号	¥264,300	¥246,400	¥241,500	¥75,100	111	106	108	115	24	7	0							367	判事補10号	
11号	16号	¥248,600	¥236,000	¥234,000	¥83,900							0							367	判事補11号	
12号	17号	¥239,300	¥228,700	¥227,500	¥87,800							4							367	判事補12号	
判事のうち、判事3号以上の割合						54.1%	53.3%	48.9%	46.0%	44.0%	42.7%	39.7%	37.7%	36.1%	34.6%	33.9%	33.4%		判事のうち、判事3号以上の割合		
判事のうち、判事4号の割合						11.7%	11.0%	12.5%	13.8%	16.9%	17.6%	17.8%	19.8%	21.4%	22.9%	23.7%	24.1%		判事のうち、判事4号の割合		
判事の人数						1401	1436	1516	1596	1672	1683	1800	1825	1846	1876	1915	1958		判事の人数		
判事補の人数						714	722	783	797	862	895	864	863	848	832	817	794		判事補の人数		
合計人数						2138	2181	2322	2416	2557	2601	2687	2711	2716	2731	2755	2775		合計人数		
簡裁判事の人数						740	732	691	694	708	717	743	761	773	776	793	793		簡裁判事の人数		
簡裁判事を含めた合計人数						2878	2913	3013	3110	3265	3318	3430	3472	3489	3507	3548	3568		簡裁判事を含めた合計人数		

- * 0 最高裁に対する司法行政文書開示請求によって開示を受けた「裁判官の号別在職状況」に基づき、号別在職状況を記載した。なお、期ごとの分布については筆者の独自集計のため、号別在職状況の合計とは誤差がある。
- * 1 平成11年11月25日法律第144号(平成11年4月1日に遡及適用された。)による改正後が裁判官の報酬月額のピークであり、平成14年11月27日法律第113号による改正以後、裁判官の報酬月額は原則として減り続けている。
- * 2 平成24年4月1日からの2年間の臨時特例として、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年2月29日法律第4号)2条に基づき、30%(最高裁長官)、20%(最高裁判事及び東京高裁長官)、15%(その他の高裁長官)、9.77%(判事及び判事補6号以上)又は7.7%(判事補7号以下)、減額支給されていた。
- * 3 地域手当(従前の調整手当(最大12%)に代えて、平成18年度に導入された手当)は、地域の民間賃金水準を適切に反映するため、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給されるものであり、一級地の18%から六級地の3%までである。例えば、①東京23区が18%、②大阪市等が15%、③立川市・さいたま市・横浜市・名古屋市等が12%、④千葉市・水戸市・大津市・京都市・堺市・神戸市・尼崎市・奈良市・広島市・福岡市等が10%、⑤静岡市・沼津市・甲府市・津市・四日市市・仙台市等が6%、⑥前橋市・浜松市・長野市・姫路市・和歌山市・岐阜市・富山市・金沢市・福井市・岡山市・札幌市・高松市等が3%である。
また、地域手当支給地域に6か月を超えて在勤した職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から2年間、1年目は異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合、2年目は1年目の80%の地域手当が支給されている(一般職給与法11条の7)(異動保障)。なお、平成15年度まで、調整手当には3年間10割の異動保障があり、平成18年度まで経過措置としての支給が継続した。
- * 4 平成27年4月1日以降、報酬月額が約2%減額される反面、地域手当については、平成27年4月から平成30年4月にかけて一級地20%から七級地3%までの区分に変更される予定である。ただし、平成27年3月31日時点で裁判官であった者は、平成30年3月31日までの間、報酬を減額されない(平成26年11月28日法律第129号附則3条1項)。
- * 5 自宅及び職場の両方が60km以上離れた地域への異動があった場合、3年間、報酬、扶養手当等の合計の5%(60km以上300km未満の場合)又は10%(300km以上の場合)が広域異動手当として支給される。
ただし、地域手当の異動保障及び広域異動手当については、いずれか多い方しか支給してもらえない。
- * 6 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる官職に採用された職員に一定期間支給されるものであり、採用等からの年数に応じて額が逡減する。
- * 7 一般職国家公務員在職状況統計表(総務省人事・恩給局作成。ただし、平成26年7月1日以降の分は、内閣官房内閣人事局作成)によれば、指定職俸給表の適用を受ける行政機関の職員数は、883人(H25.7.1)→892人(H26.1.1)→908人(H26.7.1)→911人(H27.7.1)→936人(H28.7.1)と推移している。
- * 8 国家公務員の期末・勤勉手当(＝ボーナス)の支給月数は、5.25月(9年度～)→4.95月(11年度)→4.75月(12年度)→4.70月(13年度)→4.65月(14年度)→4.40月(15年度～)→4.45月(17年度)→4.50月(19年度)→4.15月(21年度)→3.95月(22年度～)→4.10月(26年度)→4.20月(27年度～)→4.30月(28年度～)と推移している。なお、平成14年度までは、6月、12月及び翌年3月の年3回、支給されていた。
- * 9 国家公務員が勤続年数35年以上で定年退官した場合の退職手当の支給率は、59.28月(～H24.12.31)→55.86月(H25.1.1)→52.44月(H25.10.1)→49.59月(H26.7.1)と引き下げられた。
- * 10 平成17年11月7日法律第117号に基づき、最高裁判所裁判官の退職手当につき、平成18年4月1日、勤続1年当たりの支給率が6.5月から2.4月に引き下げられた。